

福岡県警察本部長 殿

福岡県個人情報保護審議会  
会長 岡本博志

個人情報の利用及び提供の制限並びに電子計算組織の結合による提供の制限に関する例外事項について（答申）

平成22年3月2日福警組対第334号により諮問のあった福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号。以下「条例」という。）第5条に規定する利用及び提供の制限並びに同条例第6条に規定する電子計算組織の結合による提供の制限に関する例外事項については、いずれも公益上必要があると思われるため、下記のとおり適当なものと認めます。

記

1 利用及び提供の制限（第5条関係）

事務の名称	インターネットのホームページによる暴力団員検挙情報提供事務
所管課名	警察本部暴力団対策部組織犯罪対策課
個人の類型	検挙した暴力団員（報道機関に情報提供したものに限る。）
目的外利用・提供の概要	県民等の暴力団排除意識の向上を図るため、暴力団員の検挙情報をインターネットのホームページに掲載し、時間的・場所的制約を超えた情報提供を行う。
利用・提供先	県民等（インターネット利用者）

2 電子計算組織の結合による提供の制限（第6条関係）

事務の名称	インターネットのホームページによる暴力団員検挙情報提供事務
所管課名	警察本部暴力団対策部組織犯罪対策課
事務の目的	暴力団員の検挙情報をインターネットのホームページに掲載し、時間的・場所的制約を超えた情報提供を行うことにより、県民等の暴力団排除意識の向上を図る。
識別される個人の類型	検挙した暴力団員（報道機関に情報提供したものに限る。）
提供する個人情報の種類	所属する暴力団の名称、役職、住所、氏名、年齢、逮捕日、逮捕警察署、内容等
提供の相手方	県民等（インターネット利用者）
個人情報の取扱い	電子計算組織の結合による個人情報の提供について（平成18年3月10日17個保審第6号）の別添の表の「個人情報の取扱い」の項による。ただし、同項中(4)及び(6)を除き、(3)を以下のとおりとする。 (3) 条例第3条第2項第2号及び第4号に規定する事項に関する個人情報は提供されないこと。